

令和7年第11回定例会

江東区教育委員会会議録

令和7年11月14日（金）

江東区教育委員会

令和7年第11回江東区教育委員会定例会会議録

- 1 開会年月日 令和7年11月14日（金）午前10時00分
- 2 閉会年月日 令和7年11月14日（金）午前11時17分
- 3 開会場所 江東区役所
- 4 出席委員 本多健一朗（教育長）、安部敏啓（教育長職務代理者）、鈴木清人、浅野美智子、大久保善子
- 5 出席職員 青柳教育委員会事務局次長、西尾教育委員会事務局参事 学校施設課長事務取扱（整備担当課長事務取扱）、梅村教育委員会事務局参事 深川図書館長事務取扱、瀧澤庶務課長、瀧川学務課長、金指指導室長（教育センター連絡調整担当課長兼務）、木内教育支援課長（教育センター所長兼務）、大田地域教育課長、吉木江東図書館長
- 6 議題
 - 日程第1 議案第46号 江東区立幼稚園設置条例の一部を改正する条例に関する意見聴取
 - 日程第2 議案第47号 江東区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に関する意見聴取
 - 日程第3 議案第48号 江東きつずクラブ北砂増築その他改修工事請負契約に関する意見聴取
- 7 報告事項
 - (1) 令和8年度生 江東区奨学資金運用方針について
 - (2) (仮称)教育推進プラン・江東（第3期）素案について
 - (3) 令和8年度区立幼稚園園児募集の応募状況及び募集後の対応について
 - (4) 令和8年度 幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校の入学式・卒業式等の日程について
 - (5) 教育センター施設予約システムの導入について
 - (6) (仮称)江東区立図書館ビジョン策定における都立高校へのヒアリング結果について
- 8 協議事項
 - (1) ブリッジスクール辰巳教室の新設について
- 9 審議概要

本多教育長 それでは、ただいまより令和7年第11回江東区教育委員会定例会を

開会いたします。

本日の会議録署名委員を御指名いたします。鈴木委員、浅野委員にお願いいたします。

それでは、審議に入ります。

日程第1 議案第46号 江東区立幼稚園設置条例の一部を改正する条例に関する意見聴取を議題といたします。

本案について事務局より説明願います。

次長。

青柳教育委員会事務局次長 議案第46号 江東区立幼稚園設置条例の一部を改正する条例に関する意見聴取。

上記の議案を提出する。

令和7年11月14日。提出者、江東区教育委員会教育長、本多健一朗。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、江東区長より意見を求められたため、本案を提出します。

本多教育長 学務課長。

瀧川学務課長 それでは、資料1で御説明させていただきますので、御覧いただけますでしょうか。

本件は、1番、改正の理由に記載のとおり、江東区立幼稚園の今後のあり方に関する基本方針に基づきまして、区立辰巳幼稚園、それから、ひばり幼稚園及び東砂幼稚園、この3園を令和8年3月末で閉園することに伴い御提案するものでございます。

2番、改正の概要でございますが、条例の別表から先ほど申し上げた3園の記載を削除するもので、詳細は、資料1、2ページ目、新旧対照表改正案のとおりとなっております。

1ページ目にお戻りいただきまして、4番の施行日は令和8年4月1日としております。

5番、廃止後の跡地活用でございますが、辰巳幼稚園及びひばり幼稚園については現在検討中です。

東砂幼稚園につきましては、令和8年度から令和11年度まで、第三あすなろ作業所という障害者の就労支援型の施設です。こちらは南砂四丁目に現在あるところですが、こちらの大規模改修時の一時移転先として暫定的に活用することとなっております。

今後の予定ですが、令和7年度第4回定例会に議案を提出いたしまして、議決されましたら、学校教育法の規定に基づき、東京都に廃止の届出を提出し、廃止決定となります。

私からの説明は以上です。よろしく御審議の上、御決定くださいます

ようお願い申し上げます。

以上です。

本 多 教 育 長 本件について質疑願います。

よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。

日程第1につきまして、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本 多 教 育 長 御異議ございませんので、これを決定いたします。

次に、日程第2 議案第47号 江東区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に関する意見聴取を議題といたします。

本案について事務局より説明願います。

次長。

青柳教育委員会事務局次長 議案第47号 江東区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に関する意見聴取。

上記の議案を提出する。

令和7年11月14日。提出者、江東区教育委員会教育長、本多健一朗。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、江東区長より意見を求められたため、本案を提出します。

本 多 教 育 長 地域教育課長。

大田地域教育課長 それでは、資料2をお願いいたします。

1の改正の理由でございます。本条例は区が行う放課後児童健全育成事業であります江東きっずクラブにおける設備及び運営に関する基準を定めているものでございます。

このたび、本条例で引用しております児童福祉法が改正されまして、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等の仕組みが設けられました。この規定の整備に伴いまして、児童福祉法に新たな条項が追加されたことで、本条例で引用している条項がずれたことに対応するため改正を行うものでございます。

なお、保育所等の中には江東きっずクラブが含まれており、既に各クラブや運営法人に周知を図っております。

次に、2の改正の概要です。この改正は全部改正となりまして、改正後は、第1条で条例の趣旨を規定、第2条で用語の定義を規定、第3条で設備及び運営に関する基準を規定する構成となります。

なお、本条例を規定する際は、国の省令を参酌するよう児童福祉法で規定されており、改正後の第3条のとおり、省令の定めるところによることとすることで、今後、省令の内容が改正された際には、本条例にその内容が反映されることとなります。

次に、3、施行期日は公布の日となります。

説明は以上でございます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

本多教育長 本案について質疑願います。
安部委員。

安部委員 御説明ありがとうございます。
児童福祉法のほうが変わったことで連動しているということと理解したんですけど、具体的に変わった内容としてこういうことが追加になったとか、変わったとか、何か目立ったことの内容であったら教えてほしいです。

本多教育長 地域教育課長。

大田地域教育課長 児童福祉法の改正理由というところですけども、既に児童養護施設ですとか障害児者施設、高齢者施設については、職員による虐待等の発見時の通報義務の仕組みが法律に明文化されていたところ、児童福祉法にはそれがなかったというところで明文化されたということでございます。

職員による虐待等、不適切保育があった場合には、現状においても現場から区へ報告が上がっていく仕組みがございますが、今般の法改正に伴いまして、こども家庭庁より対応フローが示されております。通報への対応、事実確認と虐待判断、そういったものが示されておまして、今後は対応フローに沿った対応をしていくということが求められております。

その中では、児童福祉審議会等への報告が求められておまして、現状、本区には、区の児童福祉審議会というものがございませんので、新たに審議会を設置するのか、他の方法によるのか、この部分につきましては、きつずクラブのみならず、保育所等も含めて全庁的な対応が必要になるだろうという状況でございまして、現在、こども未来部の関係課と協議をしているところでございます。

以上でございます。

本多教育長 よろしいでしょうか。
ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、お諮りいたします。

日程第2につきまして、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本多教育長 御異議ございませんので、これを決定いたします。

次に、日程第3 議案第48号 江東きつずクラブ北砂増築その他改修工事請負契約に関する意見聴取を議題といたします。

本案について事務局より説明願います。

次長。

青柳教育委員会事務局次長 議案第48号 江東きつずクラブ北砂増築その他改修工事請負契約に関する意見聴取。

上記の議案を提出する。

令和7年11月14日。提出者、江東区教育委員会教育長、本多健一朗。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、江東区長より意見を求められたため、本案を提出します。

本多教育長 地域教育課長。

大田地域教育課長 それでは、資料3をお願いいたします。

本件は区の長期計画に基づく江東きつずクラブ北砂の増築改修事業でございます。10月21日に一般競争入札が行われ、記載の丸三建設工業株式会社が3億5,838万円で落札し、仮契約を結ぶものでございます。

この議案は第4回議会定例会の議決を得て本契約の締結となります。

また、工期末につきましては令和9年3月15日まででございます。

説明は以上でございます。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

本多教育長 本案について質疑願います。

安部委員。

安部委員 ありがとうございます。

こちらは、きつずの北砂は、学校の北側にある独立した敷地だと思うんですけども、工事はどんな感じのイメージ、増築というのは、キッズクラブを運営しながら、いながら改修的な、そういうことになるんでしょうか。

本多教育長 地域教育課長。

大田地域教育課長 こちらの工事は令和8年度いっぱい実施をするところですが、その間、きつずクラブ北砂につきましては、近隣のスポーツ会館のスペースを借用して運営する予定でございます。

以上でございます。

本多教育長 安部委員。

安部委員 ありがとうございます。すると、それなりにかなり大がかりというか、これは老朽化に伴う云々ではなくて、純粹にこどもがもっと入れるように増やすという理解で合っていますか。

本多教育長 地域教育課長。

大田地域教育課長 本件は増築改修工事となっております、スペース不足に対応する部分は増築ということで対応いたしまして、既存部分については、老朽化が進んでおりますので、増築工事と併せて改修する、更新をするものでございます。

以上でございます。

本多教育長 安部委員。

安部委員 ありがとうございます。となると、現状でも、北砂のきつずは人気があつて実は入れないような状況がありましたか。

本多教育長 地域教育課長。

大田地域教育課長 きつずクラブ北砂につきましては、今年度5月1日時点の入会可能数81名でございます、満員でございます。希望どおり御利用いただけない方が18名生じている状況でございます。

以上でございます。

本多教育長 安部委員。

安部委員 ありがとうございます。増築の結果、どのぐらい受け入れられるようになりますか。

本多教育長 地域教育課長。

大田地域教育課長 おおむね2倍、162名程度を想定してございます。

以上です。

本多教育長 安部委員。

安部委員 すみません。ちなみに北砂小学校がそのぐらいの勢いでこれからも子どもが増えるということになりますか。そういう想定があるのでしょうか。

本多教育長 地域教育課長。

大田地域教育課長 きっずクラブの児童推計につきましては、小学校の児童推計を基に算定をしているところでございますけれども、今後増加する見通しでございます。

以上でございます。

本多教育長 よろしいでしょうか。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

きっずクラブ北砂については、現在、学校の敷地に隣接しているというところで非常に便利なんです。今回工事でちょっと距離を歩かなければいけないところがありますので、教育委員会といたしましては、安全管理を徹底することと、保護者に対して十分説明を尽くして、しっかりとやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

お諮りいたします。

日程第3につきまして、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本多教育長 御異議ございませんので、これを決定いたします。

これより報告事項に入ります。

初めに、報告事項1 令和8年度生江東区奨学資金運用方針についてを説明願います。

庶務課長。

瀧澤庶務課長 それでは、報告事項1 令和8年度生江東区奨学資金運用方針について御説明を申し上げます。

資料4をお願いいたします。去る10月10日に第1回江東区奨学資金審査会を開催し、令和8年度生、来年度の募集に係る運用方針が決定しましたので、御報告をさせていただきます。

初めに、1、成績基準についてでございます。こちらにつきましては、全履修科目の評定平均、5段階で3.5以上、評定不能が1科目ではある場合につきましては対象外、また、特別支援学級の生徒につきまして

は学校長の推薦を基準にしていくということでございます。

成績の対象期間につきましては、中学校3年生を前期とし、3学期制の学校については3年生の1学期を評定の対象といたします。

5段階評価以外の学校につきましては、換算表により換算を行い、評定をいたします。

次の2、収入基準についてでございます。こちらは世帯全員の年収の合計が600万円以下である者といたしまして、基本的には前年の収入を基準とするところでございます。こちらにつきましては、国の調査に基づきますと、江東区のこどものいる家庭のおよそ半数弱の世帯が入る水準と考えてございます。この成績基準、収入基準につきましては、これまで実施してきた運用方針と変更ございません。

また、採用予定人数については50名程度、申請につきましては、区立中学校については、学校を通じ、その他の学校につきましては、教育委員会に申請をするものとしてございます。

2ページ目に今後のスケジュール、また、これまでの奨学生決定状況について記載をしておるところでございます。

説明は以上でございます。

本 多 教 育 長 本件について質疑願います。
安部委員。

安 部 委 員 御説明ありがとうございます。
ちょっと話が外れてしまうかもしれませんが、過去のこの手のお話をいただいたときに、前の貸与だったときに、貸与で、その後、資金回収ができなくなってしまって弁護士さんとかに委託をお願いをするような御報告を過去にいただいていたと思うんですけども、今その辺はどういう状況になっていますでしょうか。

本 多 教 育 長 庶務課長。

瀧澤庶務課長 これまでも債権回収につきましては行ってきたところでございますが、やはり御家庭の事情などにより、まず、返還が困難な場合は、延納ですとか分割納付という形でやってきましたが、それでも回収ができないということ、また、連絡がつかないという場合は、まず、弁護士事務所のほうに委託して、弁護士事務所を通じて督促を行う。それでも、解決というか、連絡が取れない、返納に至らない場合は、最終的に訴訟提起ということで裁判を行って、いわゆる債務名義を取得して、最終的には強制執行ですとか、預金状況の確認をした後に資金の差押えなどを行うという形になってございます。

現在のところ、詳細な数字は手元にはないんですけども、やはりごく一

部の方で、96%以上の方がもう既に返済を続けている、返済を終了しているところがございます。その一方で、返済が滞っている方、あるいは連絡が取れないという方がいらっしゃいますので、引き続きそちらは今のような手続を経た上で適正に回収していきたいと思っております。

また、訴訟の提起ということになりますと、議会の議決も必要になってまいりますので、教育委員会のほうでも事前にお諮りした上で進めていきたいと考えてございます。

以上でございます。

本 多 教 育 長 安部委員。

安 部 委 員 ありがとうございます。

また、これも根本的な話になって申し訳ないんですけども、自分が職務代理者をやらせてもらった都合で、この奨学資金審査会というのを年に2回やっていますよね。昨年の2回目と今年度の1回目、出させていただいて、その状況とか皆さんの御意見とか含めて、自分の意見でもあるんですけども、この奨学金そのものの位置づけみたいなものが若干曖昧になってしまっていないかなという懸念をちょっと感じています。

収入要件をつけるということで、ちょっと生活困窮者なのかなという気もしてしまいますし、でも成績基準をつけるということになると、成績の優秀なことなのかなといいつつ、3.5というのは優秀なのかというのがちょっとあって、何かどこにも刺さらない奨学金になってしまっているような気がしていて、かつ東京都でもほぼ同様というか、似通った奨学金があるということで、若干分かりにくさがあるのかなと思いついて、もう思い切ってやめるですとか、あとは、収入要件なしに優秀な子にもっともっと頑張ってもらうために、もう強制的に区のトップ50人には自動的にお金をあげてもいいぐらいなことをするとか、少しとがった形で何かやってももらったほうが、結局これもいわゆるこどもに対する投資になるのであれば、大きく返ってもらうために頑張つてねという、お祝いじゃないですけど、後押しになる。今はそれがなくなっているような気がしてならないので、悩ましい状況はあると思うんですけども、来年度以降の運用についてちょっと御検討いただければどうかと提案させていただきます。

本 多 教 育 長 庶務課長。

瀧 澤 庶 務 課 長 ありがとうございます。まさに委員御指摘いただいたことは奨学資金審査会の中でも御意見をいただいたところでございます。

やはり御意見の中には、今、委員からおっしゃったように、2つの方法ですね、やはり成績基準についてのところ、あとは収入基準について

ということで、私どもとしましては、やはり教育委員会ですので、まずは学習意欲がありながら、経済的理由により修学が困難な方を対象にということが1点ございます。

ただ、一方で、東京都からもこういった同様の就学資金があります。また、018サポートですとか、あと、昨今、報道のほうでも高校の授業料無償化拡大とともに、授業料以外のもの、本件の奨学資金につきましても、いわゆる授業料は既に無償化されていますので、それ以外のところについても無償化というような、国全体での判断が出てくるということもありますので、今後もそういった動向を見ながら、まさに総合的な判断の中で、今後、区としてどうあるべきかということ、また、今後の奨学資金をどう進めていくかということは検討していく必要があるのかなと考えてございますので、また、御意見をいただきながら進めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

本多教育長 ほかにいかがでしょうか。
鈴木委員。

鈴木委員 この決定状況ちょっと見ていて、昨年と今年で申請者が随分減ってきて、ここ五、六年の間でだんだんこの申請者が減っていくという傾向が続いているのか、主たる要因というのはどういった理由が多いのか。
それと、決定したけど辞退しているという方がいらっしゃるんですが、これも主たる要因というのはどういうことなのかと思いました。お聞きしたいと思います。

本多教育長 庶務課長。

瀧澤庶務課長 初めに、決定者の状況でございます。現在のいわゆる給付型のものから変わってから2年間経過したところで、初年度41名、2年目23名と、人数が減っているところでございます。

こちらについては、いわゆる給付型、2年目ということで、これが単年度の傾向なのか、あるいは長期的に言えば、今、委員御指摘のように減っていく傾向なのかということは見極めていく必要があります。まだ2年ですので、今回、3年目ということで、今年の応募状況を見て、また、そのような動向を検討していきたいと考えてございます。

これまでの貸付けのほうも、やはり人数が大変に減ってきて、令和6年の前、令和5年のときに、最終的に数名、2名という状況がございましたので、それも踏まえた形で今回給付ということで制度を変えてきたところでございますので、ちょっと今後の動向については、それを見ながら検討したいと考えてございます。

また、辞退者でございますけれども、いわゆるほかの給付金、都ですとか、あとは学校のほうで奨学金などの支給決定が後日されたということになりますと併給できないので、それによって辞退をされた方というところで、ここが主なものといえますか、該当者の方になってございます。

以上でございます。

鈴木委員 ありがとうございます。

本多教育長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、本報告を終了いたします。

次に、報告事項2（仮称）教育推進プラン・江東（第3期）素案についてを説明願います。

庶務課長。

瀧澤庶務課長 それでは、教育推進プラン・江東（第3期）素案について御説明をいたします。

資料5をお願いいたします。9月の本委員会では、本プランの本編に当たります分野別計画の部分について御報告をいたしたところでございます。本日の御報告は、この分野別計画に加えて、前段、後段と、後半の部分についても策定いたしましたので、御報告を差し上げるものでございます。

初めに、1、概要でございますが、こちらは記載のとおりでございます。これは前回お示したものと変更ございません。

また、素案のポイントにつきましても、前回委員会でお示したものと同様となっております。

3、今後のスケジュールといたしまして、意見募集、パブリックコメントを実施することになります。実施期間については記載のとおりでございます。

また、区民の方の意見、広くホームページ等から募集をかけて、こちらの意見のほうに反映させてまいりたいと考えてございます。

最終的に計画案を確定し、令和8年3月に計画策定というスケジュールで検討するところでございます。

詳細の中身につきましては別紙1をお願いいたします。資料5、別紙1になります。こちらは分量が多いものでございます。また、先般の分野別計画でも御報告したものが含まれておりますので、概略についての御説明をさせていただきます。

前回から大きく変わった点といたしましては、本編、分野別計画につきまして、詳細なデザインを、こちらは仮でございますけれども、想定

のほうで入れさせていただき、写真等も入れて、文字だけのものにならないように、見やすさを配慮したデザインとして構成をいたしました。

また、各分野別計画の中に、これまでに、子どもからの意見聴取、子ども教育委員会、子ども議会等で聴取した子どもからの意見、それから、用語解説をそれぞれ各コラムとして掲載してございます。

また、大きく4つのテーマがございしますが、各テーマの末尾のところに写真、あるいはそれぞれの内容、テーマに伴ったコラムという形で1ページ、内容紹介をさせていただいてございます。いずれも、より見やすく、手に取りたくなるようなデザインになるように今後も工夫した上で進めてまいりたいと考えてございます。

今回新たに追加をした部分といたしまして、大きく第1章、第2章というところがございます。

初めに、第1章といたしまして、教育を取り巻く動きとして、教育振興基本計画、教育推進プラン・江東の位置づけや、国及び都の動き、江東区の現状を掲載するとともに、本区で新たに制定されたこどもの権利に関する条例について掲載をしてございます。

次からの第2章では、江東区の教育が目指すものとして、江東区の教育理念と実現に向けた4つのテーマ、また、計画を推進するための視点を掲載してございます。

8ページ及び9ページになりますが、江東区教育理念でございます。現在の本計画第2期プランに沿った形で、同様に教育理念は変更ございませんが、この中で大きく変わった部分と追加をした部分といたしまして、「みんな、かがやく！」という本区の考え、こちらのほうを記載したところ、また、3つの指針のうち、1番目で、子ども主体で、「生きる力」を確かに育む教育としまして、現在の指針の中では「知」「徳」「体」といった文言が入っておりましたが、現在使用している用語の状況を踏まえ変更したところでございます。

また、キーワードについては、「with…～ともに～」となっておりましたが、今回は「with」を外して「ともに」という形で考えを継承しておりますが、こういった記載となっております。

12ページをお願いいたします。教育推進プラン・江東（第3期）の姿として全体の構成となっております。こちらは前回の分野別計画で御紹介したとおりとなっております。

以下、各テーマに沿った形でのそれぞれの分野、施策、取組の内容について各ページに記載してございます。こちらは、前回、分野別計画のほうで御案内させていただいたものを、デザイン等を整えたものとしてお示しをさせていただいております。

最後に、本編の末尾でございます。資料でいいますと49ページ以降でございますが、資料編といたしまして、教育に関する意識調査、また、子どもからの意見聴取の実施についての御紹介。また、教育推進プラ

本 多 教 育 長 安部委員。

安 部 委 員 これは、ちょっと含まれるか分からないですけど、基本的には学校の先生にも深く理解してもらいたいなと個人的には思ってしまったんですが、先生方、校長先生だけじゃないと思うんですけど、皆さんに、こういうふうと一緒にやっっていこうねという、こういう方針だよというのがやっぱり伝わってほしいんですけど、そういう場はありますか。

本 多 教 育 長 庶務課長。

瀧澤庶務課長 ありがとうございます。今、職員といった中に、学校の教員も当然これに含まれるものでございます。策定の際には、策定の検討委員会のほうに、各学校、代表の方も入ってもらった上で検討を進めておるところでございます。

今後でございますけど、やはり、今、委員からもお話があったとおり、あるいは職員だけでなく、教員にも伝えることで、個別の説明というか、なかなかそういう機会というのは、折に触れてですけども、例えば学校、校長全体の校園長会ですとか、あとは、今回、電子での配布といいますかそういうものをメインにしたいと考えてございますので、各教員についてもこちらを見てもらえるような形での送付といいますか、考えていきたいと考えてございます。

以上であります。

本 多 教 育 長 ちょっと追加しますと、この機会があります。教員に対しては我々は伝えていきますし、校長先生方から伝えていると、あと、概要版を使ったりとか、あと、折に触れ、研修会等もありますので、その中で伝えること、それから、職層ごとの教務主任連絡会とか、生活指導主任連絡会とか、そういったところでお伝えをしたりとか、あとは指導室が指導室訪問をしたときに、必ずこの話をしたりとかしていますので、目標に対しては、あともう一つ大事な視点としては、こどもたちに分かってもらうということなんです。なので、実は策定委員会の中でも、こどもたちに伝えるにはという話は、ちょっと話題にはなっていて、そこも考えていこうと思っています。なので、こども向け概要版みたいなを作って、江東区ではこんなことをしているけど、また、意見を聞かせてねみたいなこととかをやっっていこうと。

今回、策定に当たっても、こどもたちの意見聴取ということで、前にも報告させていただきましたが、こども議会とか、こども教育委員会とか、こどもたちの七夕まつりとかやらせていただいたところがありまして、これを今後どういう形でするかというのもまたあれですけど、毎年こどもたちの意見、考えというのは聞いていかなければいけないだろ

うと思っていますので、今後、この策定が進む中で、こどもたち向けにどう伝えるかというこども版みたいなものができればなという考えはございます。

以上です。

鈴木委員。

鈴木委員　これ、最後のところの、50ページの意識調査の回収結果のパーセンテージなんですけど、ちょっと少ないんじゃないかなと思ったんですけど、大体こんなものなんだろうかな。郵送してと書いてあるけど、小学校の4～6にも郵送していると書いてあるんですけども、WEBで返すみたいなのが書いてありますが、この辺は、調査のやり方がちょっと難し過ぎてなのか、中身が物すごく多過ぎて面倒くさくなっちゃうのかよく分かりませんが、回収率はこんなものかな、どうなのかなと思って質問したんですけど。

本多教育長　庶務課長。

瀧澤庶務課長　こちらの意識調査の回答でございます。意識調査の回収の際にも御意見を頂戴したところでございますが、回収率そのものにつきましては、いわゆる統計的な割合というのは満たしているので、意識調査としては成立しているんですが、ただ、やはりちょっと通常の他の意識調査に比べれば低いのではないかとということ、実際にあるところでございます。

今回、本人入力というWEB回答方式としたところと、あるいは今の設問の数ですとか、そういったところでもひょっとしたら影響があるのかなと。あるいは郵送による回答など、ほかの回答方法、それに比べての比較など、いろいろ要因が考えられるところでございます。

それで、次回、また今度、計画改定のときに次の意識調査のタイミングになりますので、その際にはまた、より回収率が上がるような方法を考えていきたいと思っております。

また、意識調査だけではなくて、今回やはり一番大きなところとして意見を聴取する方法として、こどもからの意見聴取ということで、今回3つの手法で取りましたが、そういったところから広く、3つの手法についてこどもたちからの生の意見、実際の意見という形で得られたものでございますので、いわゆる、こどもたちの、あるいは関係者、そういった方に関わるものの意見というものを広く取り入れられたというふうには考えておるところでございます。

以上でございます。

鈴木委員　ありがとうございます。

本多教育長 いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

今、各委員から様々な御意見をいただいたところですけれども、これは素案ですので、ここからさらにビジュアル的にももう少し見やすいようにというふうに考えたりとかしています。

今、いろいろお話をいただいた中で、一つの、鈴木委員からあったアンケートの割合ですね。これについては、実は前は学校を通じてお願いをしていたんです。学校を通じてやったので、かなり高い割合で、7割、8割という回収率だったんです。ただ、働き方改革のこともある中で、やはり学校への負担を軽減しようということで、ストレートに保護者とやったということががぐんと減ったというところもあるかもしれませんが、今、庶務課長が言ったように、様々、やり方は検討できると思うんです。こどもたちと保護者の方と一緒にChromebookで入力してもらうという、例えばアンケートウイークをつくってやるとか、やり方の工夫というのはできると思いますので、今後、そういったことも様々考えながら、より多くの方々から御意見をいただくということはとても大事なことです。しっかりと検討を重ねていきたいなと思っております。

教育委員会といたしましても、第2期で非常に分かりやすいものに変えたんですが、まだもっと分かりやすくというところも思っております。今回改めてキーワードの「with」というのを取ったというのは、英語があることで逆に理解が、分からないというところがあってはいけないと、思い切って「ともに」にしてしまおうというところ、そして、外国籍の方が多い中で、英語圏の方だけではないですから、であるならば、日本語で共通して分かる言葉だけにしてしまうということもあるだろうということもあり、より分かりやすいものにしていくという意識はあります。この後、パブリックコメントもございますので、区民の皆様の声をいただきながら、よりブラッシュアップしていいものにできればなと思っております。

それでは、本報告を終了いたします。

次に、報告事項3 令和8年度区立幼稚園園児募集の応募状況及び募集後の対応についてを説明願います。

学務課長。

瀧川学務課長 それでは、資料6を御覧ください。令和8年度区立幼稚園園児募集の応募状況及び募集後の対応について御説明いたします。

令和8年度の区立幼稚園新入園児募集につきましては、この10月1日から11月2日まで実施したところでございます。この結果を表にまとめたものが資料となっております。

まず、応募人数の概要ですけれども、3歳児の応募数、上の表です。こちらは合計146名で、昨年に比べ71名、約33%の減となっております。

ります。

次に、下の部分、4歳児の応募数は合計41名で、昨年に比べて33名、割合にして約45%の減となったところでございます。3歳、4歳合わせた応募数、応募総合計、一番下でございますけれども、昨年度と比較して104名、約36%少ない187名という結果になりました。

園ごとの応募者への対応でございますが、区立幼稚園では、1学級の転用や、3歳児20名、4歳児では35名を原則として定めておりますが、その数を上回る応募はございませんでしたので、皆さん無抽せんという形で全ての方にお申込みがいただける旨、御通知させていただきま

す。一方で、4歳児のみどり幼稚園のところを御覧いただきます。応募数は3名ということになりました。応募者数が学級編制を行う基準である5名に満たなかったため、次年度の4歳児の学級をみどり幼稚園では行わないことといたします。

このみどり幼稚園は、江東区立幼稚園の今後の在り方に関する基本方針におきまして、令和9年度末の閉園対象園と定めておりますが、今回の募集結果に伴いまして、閉園予定を1年前倒しし、令和8年度末をもって閉園することといたします。

なお、今回、みどり幼稚園に御応募いただいた3名の方につきましては、保護者様と個別に連絡を取りまして、御要望など寄り添いながら、近隣の区立幼稚園を御案内するなど、入園先が確保できるよう丁寧に対応してまいります。

最後になりますが、全ての園で定員に空きがある状況でございますので、今月25日から追加募集を行うこととしております。

私からの質問は以上です。

本 多 教 育 長 本件について質疑願います。
安部委員。

安 部 委 員 様々御尽力いただきありがとうございます。
私の身近なところだと、元加賀幼稚園さんも、道路側、壁際に園児募集の紙をみんなで張って、本当に涙ぐましい努力をされていまして。でも結果5名ということで、これは例えばですけど、一応締切でこうなりましたという後で、辞退というか、そういうことがあり得た場合はどうなってしまうんですか。

本 多 教 育 長 学務課長。

瀧 川 学 務 課 長 御指摘のように、この後、実際に私立幼稚園さんに入るとか、逆に私立幼稚園さんから区立のほうにという、そういった多少の異動があると

認識してございますので、この5名が4名になったり、6名、7名になったりということはあるかと思えます。

御心配の、5名以下になったときも、この時点で、まずは応募があった時点で学級編制は行うということで決定いたしますので、あいにく人数が少なくなった場合でも、その人数で学級編制を行い、集団教育としての実効性につきましては、園の中で他学年と連携するなど、工夫をしながら教育を提供していくという形になります。

以上です。

本 多 教 育 長 安部委員。

安 部 委 員 ありがとうございます。了解しました。

実際、幼稚園の応募状況、3歳70名減、4歳のほうは33名減ということで、減っている現状というのはもう誰が見ても明らかで、幼稚園の努力が足りないとか、もうそういう話ではなくなっているというのはみんな分かっていることだと思うんですね。ですので、保育とあわせて、仕事帰りまで預かっていただけないと選択肢から外れてしまっているわけです。実際、例えば、皮肉なことですけど、幼稚園の先生が自分で子どもを産むと、その子どもは保育園に預けるわけですという現実なんですよ。となると、ニーズにそぐわないだけなんですよ。なので、幼稚園のニーズをうまく合うようにするべきなのか、そうじゃないのか、ちょっと検討しないと、なかなかこれが続いていくのは何か非常にづらいんですね。皆さんもおつらいと思うんですけども、自分もつらいので、何か抜本的な改善の方向を御検討いただくというのはなかなか難しいものなんでしょうか。

本 多 教 育 長 学務課長。

瀧 川 学 務 課 長 御指摘いただいたように、ニーズが、これは私立も区立も含めて幼稚園から保育園のほうに移っているということは数字でも明らかになっておりまして、例えばですけども、令和7年度で区立幼稚園を選んでいらっしゃる方の割合というのは4.6%でした。一方で保育園の入園をされている方というのは67%です。これは5年前と比べると、例えば保育園では1割ぐらい、保育園を選ばれる方というのは割合が増えています。逆に幼稚園のほうでは3%ほど減っているということで、先ほどお話ししていただいたように、やはり共働き世帯、今7割を超えているということで、そういう意味でニーズに合っていないことが数字でも明らかになっているかなと思います。この対応につきましては、幼稚園を担当している学務課としては、やはりなかなか自分たちだけでどうにもできない部分があって確かに苦しいところがございますので、やはりここ

は保育園とか、全体的な就学前教育といえますか、就学前の保育、教育含めて、ニーズにどのように対応していくのか。保育園も、一方では待機児童が解消されているという状況の中で、やはり全体的に大きな枠組みで考えていく必要があるというふうには認識してございますので、一部、担当者間であったりとか、関係課長同士でもそういったことは話題にすることもございますので、今後そういったことを前向きに検討していけるように努めていきたいなと思っております。

以上です。

本多教育長 ほかはいかがでしょうか。

大久保委員。

大久保委員 今年度、南陽幼稚園さん3クラス、なでしこ幼稚園2クラスだったのが、今、南陽幼稚園さんが2クラスで、なでしこ幼稚園さん1クラスで学級編制に変わるんですけども、先生方の人数も、クラスが減れば配置は変わっていくものなんですかね。

本多教育長 指導室長。

金指指導室長 教員の配置につきましては、園の学級数に応じてこれから検討していきますけれども、一方で退職される先生方ですとか、そういったバランスを見ながらこどもたちに不利益ないように配置をしていきたいなと思っています。

以上です。

大久保委員 ありがとうございます。あともう一ついいですか。

本多教育長 大久保委員。

大久保委員 すみません。

私、自分が区立幼稚園出身で、こどもたちも3人区立幼稚園なんですけれども、今、やっぱりお母さんも働く時代になってきているのかなと思うんですが、私は区立幼稚園にこどもたちが通っていて、今小学校6年生、3年生、2年生で、つながりが、やっぱり一緒の時間に登園して、こどもと一緒にの時間にみんなが降園する、帰る。その後にやっぱり公園にみんなで行ったり、今日はちょっとアリオに行こうとか、一緒に行動する時間が長かった分、小学校に上がっても、こどもも大人もつながりがあることが、私はとても楽し、たくさんいろんなこともお母さん同士聞けるし、皆さん、どこ出身でもそうかもしれないですけど、私は区立幼稚園でよかったなと思うことがすごくあるので、このよさをどう

伝えたらいいのかと思う部分と、やっぱり先ほども言いました、仕事をしなきゃいけないじゃないですけど、どうなんだろう。やっぱり小学校のPTA活動が続かなくなってくる学校もあるようなので、人のつながりが、小さい幼稚園の時代からあるといいのかなと思う反面、今のこの時代の流れで難しいのかなと、ちょっとつらい部分だなという感じです。何か頑張って伝わればいいんですけど、区立幼稚園のよさが。すみません。

本多教育長 ありがとうございます。
鈴木委員。

鈴木委員 学務課長にお聞きしたいんですけど、保育園と幼稚園で一番の大きな違いは保育時間だと思うんですが、最大の問題というのは夕方6時まで預かってくれないからやっぱり保育園を選ぶということが大きなポイントじゃないかと僕は思うような気がするんですけど、どうでしょうか、その辺は。

本多教育長 学務課長。

瀧川学務課長 その辺りを、幼稚園でおおむね14時に終了して、その後、お迎えに来ていただくというような形が、これまでの幼稚園の定番といますか、そういうタイムスケジュールでございましたけれども、先ほどからお話ししているような、いわゆる今のライフスタイル、共働き世帯の方に対応するために預かり保育というもので、多少その後の時間をお預かりして、いわゆる保育をしてニーズに応えるということをしているところでございます。

私立幼稚園などを見渡しますと、もう少し、5時、6時ということで、保育園に遜色のない預かり時間で、やはりそういったニーズに対応しようというところで成果を上げ、実際に入園児の約半数が共働き世帯ということになってきている、要は共働き世帯にも対応できるような体制を整えている園もございますので、そういったところを参考にしながら、区立幼稚園もどこまで対応できるのか、すべきなのかということは議論を重ねながら工夫してまいりたいと考えています。

本多教育長 鈴木委員。

鈴木委員 それで、法的に問題があつて、6時まで区立幼稚園では預けることができないのか、それとも働き方改革、先生、教職員の問題で、そこまで働くことができないのか、その辺はどうなんでしょうか。

本多教育長 学務課長。

瀧川学務課長 法的、働き方の問題といますより、実際に長時間のお預かりの時間になりますと、既定の勤務時間内、労務時間内に収めるためには人員配置を適切に行いまして、保育士を、例えば午後からの勤務の保育の要員を確保するとか、そういったことで対応できますので、何か制度的に全くできないという対応ではないというふうには認識してございます。
以上です。

本多教育長 ちょっとつけ加えをします。

実はこれは国の枠組みの問題に大きなものがありまして、基本的には幼稚園は文部科学省の管轄で、保育所は厚生労働省というところがあります。

中身的にはあまり変わらなくなっているんですけども、幼稚園教育要領は文部科学省がつくっていて、保育所保育指針は厚生労働省がつくっているんです。もう一つ、こども園に関する保育・教育要領というのがあるんですけど、それは内閣府と厚生労働省と文部科学省と3つ並べてつくっているんです。結局そういう縦割りの中で変わっていかない大きなところが、これだけ時代が変わってきていて、ニーズも変わってきているに、その枠組みが崩れないというところが一つあります。

幼稚園教育要領の中には、教育時間は4時間を基準とするという、実は言葉があるんです。幼稚園は教育をするところで、保育園は保育をするところ、要するに、根本的な部分でいうと、昔の言葉ですけど、保育に欠けるというこどもたちをお預かりするところが保育園だったというところで、これだけ世の中が変わってきている中で、その大きな立てつけは変わらない。しかしながら、幼稚園の中でも多少延長保育をするとか、もっと言うと、誰でも通園制度というものができてくるとか、そういったニーズに少しずつ少しずつ合わせていきながら、大枠が変わらないというところが実は大きな問題ではあります。

保育園でも、こどもたちのために一生懸命保育をしています。幼稚園でも当然保育、教育をしています。中身的には目指しているものも変わらなくなっているのに、枠組みが大きく変わらないというところが大きな問題であります。

ただ、江東区としては、基礎自治体ですので、教育委員会とこども未来部で連携を図りながら、教育の中身であったり、保育の中身であったりとか、質を一緒に高めていこうという連携はしっかりしていますので、そのところで、保育園と幼稚園の差、それから私立と公立の差をなくしながら、みんなで同じこどもたちをどう育てていくかというのは考えて協力をしていきます。

先ほど大久保委員からあった、幼稚園の質の高い保育、教育というの

はまさにそのとおりで、それを保護者の方は受けたくないのか、選びたくないのか、いやそうではないんです。やはり社会状況の中で働かざるを得ない状況にあるので、幼稚園がいいのは分かっているんだけど、保育園に預けざるを得ない。けれども、幼稚園を保育園と同じようにする必要があるのかというと、いや、保育園も余ってきている中で、それは果たしてどうなのかという問題があります。そして、行政としてやることはどうなのかということもあるので、これはやはり総合的に考えていかなきゃいけない部分があることと、先ほど来、言われているところとして、今回の案件としての重要な部分の、幼稚園を選んだ方々がこの数になった、減ってきたという事実を踏まえた上で、今後の在り方については考えていかなければならないだろうと思っています。そんな中で、大事にしていきたいのは、先ほど大久保委員がおっしゃってくださった保育の質の高さであったりとか、また、幼稚園を選びたいんだという方々もまだいらっしゃる。それをどういうふうにしていくかということとは大きな問題だろうと思っていますので、我々はそこから逃げずにしっかりと取り組んでいきたいなと思っていますところですよ。

まとめみたいな話になってしまいましたが、あとほかに何かあれば、どうでしょう。

安部委員、よろしいですか。安部委員。

安部委員 個人的にはあまり賛同しかねるんですけど、時代的に仕方がないのかなという観点で申し上げます。

実際、今、小学校、中学校、いわゆる仲よしクラス、またはC組と言われているような、少し支援を必要とするようなお子さんがやっぱり増えているという印象があって、当然、それは幼稚園、就学前のお子さんに対しても同様のことが言えるわけですよ。

で、結局、そういうこどもたちをちゃんと受け入れるよというところが今はないと思うんですよ。うちの子、入れてもらえますかと頼んで相談してという、私立とかあちこち近いところをお願いをして、やっぱりうまくいかないねと言われちゃったらまた次を探すというお子さんも実際にいるわけで、そうなったら、もう集約して、どんとそういう子たちをもうまとめて受け入れるよというのを表明して、そういう幼稚園にするというのも、その分、先生方をどっと集めて手厚くしてしまうというのも一つの考え方なのかもしれないなとちょっと思いまして、本当は一緒にくたにしてほしいんです、個人的には。いろんな子を。幼稚園という言葉は適切かは分からないんですけど、そういう支援を要する子を、もう堂々と表明して受け入れるよというのも、ちょっと抜本的に変えないと、もちろん、今、教育長がおっしゃったような国の制度を変えてくれないと、もうどうしようもないのも本当に理解できるんですけど、実際、そのこどもたちがいるので、区長の判断もあると思うんですが、

何かかじの切り方、もっと大きなかじの切り方というのをすべきなのかなという気をしています。

以上です。

本多教育長 ありがとうございます。区内にはC o C oみたいな施設があつて、区立幼稚園に通いながらも、ある日にちはC o C oに行っている方がいたりとかというのがあります。

そういった部分で、多分、安部委員がおっしゃっている、そういうことも含めて一緒という部分だったりというのがあつてと思うので、そこも、今インクルーシブという考え方もございます。それをどういうふうにしていくかというのもありますし、現状、ただ、区立幼稚園、保育園もそうですけれども、医療的ケア児に対する対応をしていますし、おおむね断らずに受け入れるという形をしています。その辺のところをどうしていくか、今、安部委員がおっしゃってくださったことも含めて、区立幼稚園の今後の在り方というのは考えていく必要があるかなと思います。

ありがとうございます。

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、本報告を終了いたします。

次に、報告事項4 令和8年度幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校の入学式・卒業式等の日程についてを説明願います。

指導室長。

金指指導室長 それでは、令和8年度幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校の入学式・卒業式等の日程について御説明いたします。

資料7を御覧ください。幼稚園、小学校、中学校及び義務教育学校の学期及び休業日につきましては、江東区立学校の管理運営規則に関する規則第3条及び第3条の2に定められております。入学式や卒業式の日程については、例年、規則及び年間の暦を踏まえて資料に掲載のとおりを設定しております。

お示した日程により学校運営を行うことで、必要な教育日数、授業日数の確保はできております。

なお、義務教育学校は9年間の一貫教育を行う一つの学校ですので、入学式は前期課程の1年生、卒業式は後期課程の9年生となりますが、前期課程の修了を一つの区切りと考え、6年生では前期課程修了式を7年生では後期課程認証式として、卒業式、入学式に準じた儀式的行事を実施いたします。6年生の前期課程修了式は小学校の卒業式と同日に実施し、7年生の後期課程認証式は中学校の入学の同日に実施する予定としております。

報告は以上でございます。

本多教育長 本件について質疑願います。
安部委員。

安部委員 御説明ありがとうございます。
ちょっと確認なんですけど、この日程は、昨年度いろいろ配慮していただいてちょっと変わったと思うんですが、その考え方と何か変わりましたか。

本多教育長 指導室長。

金指指導室長 今年度より春休みの1日延長と、あと、入学式の調整というものを行ってございまして、来年度につきましても、中学校は一番初めに入学式を迎え、その後、小学校、幼稚園という順になっております。
以上です。

本多教育長 よろしいでしょうか。
それでは、本件について、本報告を終了いたします。
次に、報告事項5、教育センター施設予約システムの導入についてを説明願います。
教育センター所長。

木内教育センター所長 江東区教育センター公共施設予約システムの導入について御説明いたします。

資料8を御覧ください。1の目的です。令和8年度より教育センター施設予約にオンラインシステムを導入し、利用者の利便性向上と業務の効率化を図ってまいります。

2の業務内容です。これまで施設を予約する際には、まず、電話で空室を確認の上、仮予約していただき、借りる日の7日前までに窓口申請書を提出して、使用料を納めていただくことで、予約が完了となりました。

今後は、これらの手続をオンラインで行うこととなりますので、教育センターが開館していない時間帯であっても、施設の予約から使用料の支払いまで済ませることが可能となります。

また、施設予約の際に必要なであった電話、来所、書類の記入などが不要となります。

3の周知方法です。令和7年12月よりホームページへの掲載と案内チラシの配布を行います。

4の今後のスケジュールにつきましては、令和8年1月以降、毎月第1営業日の一斉抽せん日に、利用者である社会教育登録団体に向けて説

明会を開催します。4月1日より社会教育登録団体などの利用者登録が開始します。契約上、システムは令和8年4月から操作が可能となります。施設はこれまでどおり2か月前から予約が可能ですので、2か月前の月の第1営業日の抽せん日に参加できるよう、まずは4月1日より利用者の登録を開始いたします。

5月20日から31日までの期間に8月分の施設の抽せん申込みを行います。6月1日にシステムが自動で抽せんを行い、結果が通知されます。その後、施設の予約が可能な2か月前までの申請をオンラインで行えるようになります。

庁内の各部署及び各学校へは年間調整の依頼により順次周知を開始していきます。

説明は以上です。

本多教育長 本件について質疑願います。
安部委員。

安部委員 説明ありがとうございます。
確認なんですけど、自分もPTAの連合会として予約をした経緯があるんですが、それ以降は、自分はそれに携わったことがちょっとないんですが、センターの予約というのは基本的には社会教育団体以外では利用はできないということになりますか。

本多教育長 教育センター所長。

木内教育センター所長 はい。基本的には事前に社会教育関係団体に登録された方です。それ以外は学校関係、それから区役所関係です。
以上です。

本多教育長 よろしいですか。
ほか、いかがでしょうか。
それでは、本報告を終了いたします。
次に、報告事項6 (仮称)江東区立図書館ビジョン策定における都立高校へのヒアリング結果についてを説明願います。
江東図書館長。

吉木江東図書館長 (仮称)江東区立図書館ビジョン策定における都立高校へのヒアリング結果について御説明いたします。
資料9をお開き願います。まず、本報告につきましては、前回定例会で御報告させていただきましたビジョン策定におけるこども等の意見集約の実施結果以降に取り組んだ内容を改めて御報告するものでございま

す。

項番1の目的につきましては、図書館ビジョン策定の基礎資料として、現状や課題を把握・分析し、運営の充実に向けてあらゆる世代の意見を反映するために意見聴取を実施するものでございます。

項番2の実施概要につきましては記載のとおりでございますが、対象としましては、東京都立高等学校への生徒への聞き取りを行いました。

実施日、場所につきましては記載のとおりでございます。

参加者は、高校1年生が3名、2年生が2名と、3年生から1名を選出していただきました。

ヒアリングさせていただいた結果の主な意見でございますが、まず、行きたくなる図書館につきましては、自習スペースが十分にあること、また、植物で囲まれており、木や緑を生かしている雰囲気の良い図書館、また、SNSでお勧め本を紹介してくれる、また、図書館に欲しいサービスにつきましては、本に出てくる料理を食べることができる、そういったカフェがあるということですね。また、同じ本を読んだ人と語り合える場がある。利用者が本のポップをつくることができる。また、10年後の図書館につきましては、蔵書の場所をスマートフォンなどで案内してくれる。絵本の世界をバーチャルリアリティー、VRで体験することができる。入り口のゲートを通ると、全自動で貸出しもしてくれるといった内容がありました。

なお、意見集約の詳細につきましては、別紙2の報告書に記載がございます。こちらの内容につきましては、前回の補足でございまして、87ページ以降に追記しているものでございますので、御参照いただければと思います。

前回の御報告内容と今回のヒアリングを踏まえましてビジョン策定を進めまして、次回の委員会で素案を御報告させていただく予定でございます。

説明は以上になります。

本 多 教 育 長 本件について質疑願います。
安部委員。

安 部 委 員 御説明ありがとうございます。

ちょっと耳の痛い話になるかと思うんですが、あまりにも人数が少ない過ぎて、これでいいのかという御意見になるんじゃないかと心配しています。東高校で6人ですよ。ほかにも区内に都立高校はあるわけで、あまりにも少ない意見なのではないかという気がします。無理くり、そこから捻り出して資料を作っていただくのはとてもとても心苦しさも僕は感じてはいるんですけども、ちょっと意見集約をするにはあまりにも少な過ぎるのではないかという気がしていて、ですので、これはこれ

でいいと思うんですが、そもそもその意見集約をするために人が集まらないということにこそ問題があるわけで、図書館とは何ぞやというものとか、根本的なお話をもっと考えていかないといけないのかなという気がしますので、もっともつとこどもの意見、何とかして集めていただければなど、本当に強く思いました。

検討いただければと思います。

本 多 教 育 長 江東図書館長。

吉木江東図書館長 御意見、ごもっともだと思っております、実は今回のビジョン策定の素案に係るところでいうと、一旦ここで繰り出していただいておりますけれども、現在も、実はほかの都立高校に打診をさせていただいて、学校の先生を含めて生徒さんと意見交換できないかということで、先週も城東高校のほうにお伺いをさせていただいております、なるべく多くの御意見をいただきながら、図書館ビジョンとして、高校生、どういった対応ができるかというところは、もっともつと補強しながら続けてまいりたいと思います。

一旦ビジョン策定の素案については、ここで区切らせていただきまして、また今後、素案の次の段階で御報告させていただく際に、その内容につきましても御報告をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

本 多 教 育 長 ほか、いかがでしょうか。

今、安部委員がおっしゃったことはもっともでして、それに向けて努力しているところもあります。今、税を考える週間です、役所の二階にこどもたちの作った税の作品、作文とか、標語とか、絵はがきが貼ってあるんですけれども、実は、江東区長賞をいただいた大島西中の3年生の生徒の作文が、税のことを考えるきっかけが図書館だったんです。その一文の中に、「整った机と椅子、ほどよい空調、そして静かな空間、図書館の中にいるだけで頑張ろう、そう思える」とか、「この空間が誰にとっても安心して頑張れる場所であってほしいと思います。」とか。涙が出そうなことを言ってくれているんですね。これだけ中学生の中にも図書館を利用している子、図書館に対して思いがある子もいるわけで、そういった子たちの意見をしっかり聞いていくということはとても大事なことであり、こどもたちも自分たちの意見で図書館は変わったとなると、私たちの意見を言うことの大切さというのが分かってくると思うので、そういったところでは広く意見聴取をすることはとても大事なことであり、言葉を変えると、巻き込んでいくということがすごく大事だと思うんです。そこを今後うまく進めていくことで、それではなくても、若い人たちの活字離れ、読書離れというのが言われているところでの

で、そもそもの目的が図書館に集うことであつたとしても、集つたことをきっかけに本に触れていくということもできますので、そういったところでは、今後つくっていくビジョンの中で、そういった魅力ある図書館をしっかりつくっていくということが大事かなと思つております。

それでは、よろしいでしょうか。

本報告を終了いたします。

これより協議事項に入ります。

協議事項1 ブリッジスクール辰巳教室の新設についてを議題といたします。

本件について事務局より説明願います。

指導室長。

金指指導室長 それでは、資料10を御覧ください。ブリッジスクール辰巳教室の新設について御説明をいたします。

臨海地区での不登校及び不登校傾向にある児童・生徒の受入れ場所を確保するため、辰巳幼稚園の跡地に新たにブリッジスクールの新設を予定しております。

資料の項番1、新設の必要性ですけれども、現在、区内では3教室のブリッジスクールがございますが、臨海地域にお住まいの児童・生徒につきましても、教育センター教室を活用しております。しかしながら、交通の不便さであるとか、負担の軽減を考えるためにも、臨海地域で新たにブリッジスクールを新設し、辰巳幼稚園跡地に新設することで、子どもたちの受入れ場所を確保したいと考えております。

項番2の新設先ですけれども、辰巳幼稚園の跡地を考えております。この地域は、自然豊かな辰巳の森公園が目の前にあつたり、今後、ICT機器を活用した学習を充実させるなど、特色を考えていきたいと思つております。

今後のスケジュール、項番3がございますけれども、令和8年4月より改修工事などを開始し、9月頃から運営を開始する予定です。

よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

本多教育長 本件について質疑願います。

安部委員。

安部委員 説明ありがとうございます。

4月から工事して、9月には運営開始ということなので、何かそんなに大規模じゃないのかなと思うんですけれども、どんな感じを想定されているのでしょうか。

本多教育長 指導室長。

金指指導室長 幼稚園の跡地ですので、園庭と言われる場所に遊具が設置されております。そういったものを撤去したりですとか、一番はトイレが幼児向けのもので、そちらを児童・生徒が活用できるような工事を予定しております。

以上です。

本多教育長 安部委員。

安部委員 ありがとうございます。どのぐらいのこどもたちを受け入れられそうかとか、職員の方とか、人数的なものとか、どういう規模感を想定されていますか。

本多教育長 指導室長。

金指指導室長 辰巳幼稚園跡地のキャパとしましては、4クラス、4教室ございますので、20人ずつだとして、80人ほどは受け入れられるかなと思います。

現在、教育センターを活用している児童・生徒で臨海地域にお住まいのお子さんたちは約20名ほどおまして、また、不登校の方で臨海地域でどこにも通えていないおさんは約30名ほどということで、50名ほどは受入れが、まずは可能になるのかなと思っております。

また、そちらで支援する方につきましては、退職された校長先生や副校長先生などを予定している状況です。

以上です。

本多教育長 安部委員。

安部委員 ありがとうございます。

あと、工事にちょっと戻るんですけど、辰巳小と併設だったかと思うので、工事で小学校のほうに影響が、うるさいとか、出る可能性というのは考慮されている状況でしょうか。

本多教育長 指導室長。

金指指導室長 御心配いただいている点も考慮しながら、工事については進めていきたいと思っております。

本多教育長 学校施設課長。

西尾学校施設課長 夏休みも使って工事をしますので、その点、影響がないように配慮して進めてまいります。

以上です。

本多教育長 鈴木委員。

鈴木委員 増加傾向にある不登校児童・生徒と書いてありますが、大体、今3か所をやっていますけど、どのぐらいの数の生徒がいらっやって、これは増やすんだから増えるんでしょうけど、大体今後の見通しはどのぐらいの、これは難しいですけどね。増えてもらっていいということではないんだけど、やっぱり増えるんでしょうけども、その辺はどうなのかなと。統計的な感じかもしれませんが、どういうふうにお考えかなと思いまして。

本多教育長 指導室長。

金指指導室長 昨年度の人数になりますけれども、3教室で234名の児童・生徒がブリッジスクールを活用しておりました。そのうち教育センター東陽町のものが100人を超えておまして一番多いんですけども、そういった傾向があり、今年度の9月末時点では、昨年度の利用者、利用児童・生徒を上回っているような状況がございます。

一方で、そういった不登校児童・生徒の数が、また、次回の教育委員会で詳しくは報告いたしますけれども、減少しているような区の傾向がございます。校内別室ですとか、様々な手だてが効果的に検証できているかなというところがございます。

また、次回改めて報告させていただければと思います。

鈴木委員 ありがとうございます。

本多教育長 よろしいでしょうか。

浅野委員。

浅野委員 私、教育委員になって2年目に、文部科学省が主催する教育委員会の協議会に参加させていただいて、テーマがいじめ・不登校対策でしたので、江東区はブリッジスクールが3か所あるということをお話しました。そうしましたら、参加された他の自治体では、そういうのは各種団体が運営していて、あまり自治体で運営してくださっているところが多くないようなんです。なので、私は教育委員として自慢できることなのかとその時にも思ったんですけども、今度また新しいところができるということは、やっぱり江東区、こういうものに力を入れてくださっ

ているんだなということは自慢できるかなと思いました。

ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

本 多 教 育 長 ありがとうございます。

自治体によって様々なやり方はあるとは思いますが、基本的には自治体が、教育支援センターという名前ですが、そういった名前が微妙に違う形ではやっているかもしれませんけれど、確かに規模が違ったりとか、数が違ったりとかというのがあると思うので、今、浅野委員からありましたけれども、多様な受皿の一つとしてしっかりとやっていくことが必要だろうと思いますし、先ほど指導室長から報告がありましたけれども、校内の教育支援センター、いわゆる別室ですけど、それが非常に江東区は効果を発揮していて、今年度から江東区は全校に置いています。これも区によっては、都からお金をもらえているところだけでやっていて、全校に置いていないところが多いんです。そういった部分では、江東区は全校にあって、学校を回っていくと、校長先生や副校長先生がぜひ見ていってくださいと、皆さん、言ってくださって、いや、これがあるおかげで教室に戻れるようになっていく子が多いんですよという学校が非常に増えていますので、校内の教育支援センター、それからブリッジスクールのような教育支援センター、これらをうまく活用しながら、また、あと関係機関とも連携しながら多様に支援していくことが必要かなと思っています。

ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。

本件について承認することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本 多 教 育 長 御異議ございませんので、これを承認いたします。

それでは、以上をもちまして、令和7年第11回江東区教育委員会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。